

甲第号
重化後
1000号

韓国入被爆者突入国者の入管の態度

43.10.3

此東アジア課

入 10月1日山口県阿武郡海岸に突入国したと目される

韓国入被爆者 孫貴蓮 (女、38才) については、本人が原爆

治療のため不法入国したと述べている趣きであり、広島の民間が

全面的に治療費の負担をし、かつ中国新聞社の一部記

者が在留特別許可を願っているとの情報があるところから、この

本件は

如入管の態度について退去強制決定の主管課 坂本

事務官を通じて

務官を通じて

現地

入管では下関入管より不法入国事案発生の報告が

1942年11月27日 外務省 答

入っている、段階で異なるので、目下のところは警備課の主管

であるとして同課倉島事務官より、被爆者であるから

として特別手続を行わず、一般不法入国者と同様又管倉

の規定によって退去強制手続を行わざるを得ない。

入管における審査は個々の事案について不法入国時

期、動機、目的、在日親族および本国家族状況、生

活状況等各分野にわたって総合判断し、最終的には

法務大臣の自由裁量により決定されるので在留特別

許可の可否の予想は不可能である。と回答致した

上。